

1

定期予防接種の種類と受け方

令和8年4月1日～令和9年3月31日

生ワクチン
不活化ワクチン

予防接種に関する問合せ先
健康課予防接種担当
☎0942-72-6666

種類	対象年齢	接種回数	接種間隔
ロタウイルス※1 (経口)	ロタリックス (1価)	生後6週0日～ 24週0日(約5か月半)	2回 27日以上の間隔をおいて2回飲む
	ロタテック (5価)	生後6週0日～ 32週0日(約7か月半)	3回 27日以上の間隔をおいて3回飲む

※1 初回の接種は、生後6週(約1か月半)～14週6日(約3か月と10日)までの間にうけてください。
ワクチンの種類によって接種回数異なりますが、効果は変わりません。原則、最初に使用したワクチンを2回目以降も使用します。

種類	対象年齢	標準的な接種開始年齢	接種回数	接種間隔
五種混合 [ヒブ・ジフテリア 百日せき 破傷風・ポリオ]	生後2か月～ 7歳6か月未満	初回 生後2か月～ 7か月未満	初回 3回	20日以上の間隔をおいて3回 標準 20日以上56日までの間隔
			追加 1回	初回3回目から6か月以上 標準 初回3回目から6か月以上1年6か月までの間隔
小児用肺炎球菌	生後2か月～ 5歳未満 接種開始年齢により 接種回数異なります	生後2か月～ 7か月未満	初回 3回	生後24か月未満で、27日以上の間隔をおいて3回 標準 生後12か月までに接種
			追加 1回	生後12か月以降で、初回3回目から60日以上 標準 生後12か月から15か月未満の間に接種
			注意事項	生後12か月以降に初回2回目を接種した場合 →初回3回目の接種は行わず、初回2回目から 60日以上の間隔をおいて追加を接種
			初回 2回	生後24か月未満で、27日以上の間隔をおいて2回 標準 生後12か月までに接種
		生後7か月～ 12か月未満	追加 1回	生後12か月以降で、初回2回目から60日以上 注意事項 初回接種(2回目)が終了せず、生後24か月を超えた場合 →初回2回目の接種は行わず、初回1回目から 60日以上の間隔をおいて追加を接種
		1歳～ 2歳未満	2回	60日以上の間隔をおいて2回
		2歳～ 5歳未満	1回	
B型肝炎	1歳未満	生後2か月～ 9か月未満	3回	27日以上の間隔をおいて2回接種した後、 3回目は1回目から139日以上あけて接種
BCG	1歳未満	生後5か月～ 8か月未満	1回	
麻しん風しん※2 第1期	1歳～2歳未満		1回	
麻しん風しん※3 第2期	小学校就学前の1年間 (令和2年4月2日生～令和3年4月1日生)		1回	接種期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
水痘	1歳～3歳未満	1回目 生後12か月～ 15か月未満	2回	1回目から3か月以上 標準 1回目から6か月以上12か月までの間隔

種類	対象年齢	標準的な接種開始年齢	接種回数	接種間隔
日本脳炎1期※4	生後6か月～ 7歳6か月未満	3歳	初回 2回	6日以上の間隔をおいて2回 標準 6日以上28日までの間隔
		4歳	追加 1回	初回2回目から6か月以上 標準 初回2回目からおおむね1年の間隔
日本脳炎2期※4	9歳～13歳未満	9歳	1回	
ジフテリア 破傷風(DT)	11歳～13歳未満	11歳	1回	
ヒトパピローマ ウイルス※5 (HPV)	15歳未満で1回目を接種した場合※5 小学6年生～ 高校1年生の女子 平成22年4月2日生～ 平成27年4月1日生	中学1年生	2回	1回目から5か月以上 標準 1回目から6か月後
			3回	2回目 1回目から1か月以上 標準 1回目から2か月後 3回目 2回目から3か月以上 標準 1回目から6か月後

- ※2 麻しん・風しん第1期の特例：令和4年4月2日～令和5年4月1日生の人で、麻しん・風しん第1期を未接種の場合は令和9年3月末まで無料で接種することができます。
- ※3 麻しん・風しん第2期の特例：平成30年4月2日～平成31年4月1日生の人で、麻しん・風しん第2期を未接種の場合は令和9年3月末まで無料で接種することができます。
- ※4 日本脳炎の特例：平成18年4月2日生～平成19年4月1日生の人は日本脳炎1期と2期(合計4回接種)の不足分を20歳未満の間に接種することができます。
- ※5 HPVワクチンは、1回目の接種を受けるときの年齢によって接種のスケジュールが異なり、合計2回または3回接種します。合計2回の接種で完了できる人は、1回目の接種を小学6年生の年度から15歳の誕生日の前日までに受け、その後、5か月以上あけて2回目の接種を受けた人です。

2 予防接種の接種間隔

接種間隔の考え方

令和8年4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

接種翌日の4月5日から起算し6日以上の間隔

上記のようになり、接種可能日は4月11日以降となります。

- 6日以上……………1週間後の同じ曜日から
 - 20日以上……………3週間後の同じ曜日から
 - 27日以上……………4週間後の同じ曜日から
- それぞれ接種できます

！ 注意

本冊子の記載内容は令和8年2月現在の情報にて作成していますので、変更が生じることもあります。変更がある場合は広報紙や小郡市ホームページ等で随時お知らせします。

異なる種類のワクチンを接種する場合の間隔

注射の生ワクチンから注射の生ワクチンを接種の場合のみ27日以上あける必要があります。それ以外の接種間隔の制限はありません。
ただし、同じワクチンの接種間隔はそれぞれの項目に記載している間隔を守って接種してください。

病気がかった後の間隔

- 麻しん……………回復後、4週間あけて接種
- 風しん、水ぼうそう、おたふくかぜ……………回復後、2～4週間あけて接種
- ウイルス性発疹症(手足口病、突発性発疹症等)……………回復後、1～2週間あけて接種
- かぜ、気管支炎、肺炎……………かかりつけ医にご相談ください



小郡市
ホームページ